

令和4年度 公文書開示状況（11月決定分） 総務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.10.18	R4.11.1	(1) 令和2年4月8日付通知「『緊急事態宣言』発令による開示請求等に係る開示決定等の期限について」(2生広情第56号) ・生活文化局長レク資料 ・2生広情第56号に係る起案文書 ・プレス資料 (2) 令和3年4月26日付事務連絡「『緊急事態宣言』発出による開示請求等に係る開示決定等の期限について」 ・内部検討資料	14	1														総務部情報公開課	
2	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「硫黄島戦歿者顕彰碑」を硫黄島摺鉢山山頂へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
3	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「硫黄島戦没者の碑」を硫黄島天山へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
4	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「鎮魂の碑」を硫黄島鎮魂の丘へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
5	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「硫黄島開拓之碑」を硫黄島島民平和祈念墓地公園へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
6	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「行幸啓記念碑」を硫黄島島民平和祈念墓地公園へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
7	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「行幸啓記念碑」を硫黄島島民平和祈念墓地公園へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
8	R4.10.18	R4.11.2	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第35条第1項第2号及び小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令第20条第2項第4号の規定に基づき、「行幸啓記念碑」を父島大神山公園へ設置するにあたり、小笠原総合事務所長が許可を与えたことが記されている文書(小笠原支庁で保有する文書に限る)。	-				1											小笠原支庁総務課	
9	R4.10.20	R4.11.2	(1) 令和4年6月13日庁内管理担当「都庁舎における警備ロボットの活用について」レク資料 (2) 「都庁舎における警備ロボット導入検討支援委託」の履行に係る再委託の承諾申請について(セコム) (3) 「都庁舎における警備ロボット導入検討支援委託」の履行に係る再委託の承諾申請について(SEQSENCE)	11	1							1	1		1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるものであるため  (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため  (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務部総務課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
18	R4. 11. 7	R4. 11. 11	三の宮林道災害復旧工事 工事設計書、経費計算書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表	50	1															三宅支庁産業課	
19	R4. 9. 29	R4. 11. 15	【返還申立・再確定】平成27年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(繰越未対応団体) 【返還申立・再確定】平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(繰越対応団体) 【返還命令】平成27年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(繰越未対応団体) 【返還命令】平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(繰越対応団体) 【返還申立・再確定】平成27年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(繰越未対応団体) 【返還申立・再確定】平成29年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】平成27年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(繰越未対応団体) 【返還命令】平成29年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】平成30年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】平成30年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還命令】平成30年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】平成30年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還申立・再確定】平成30年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】令和元年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】令和2年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還申立・再確定】令和2年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還命令】平成30年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】令和元年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】令和2年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還命令】令和2年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還申立・再確定】平成29年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】平成30年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】令和元年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】令和2年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】令和3年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還申立・再確定】令和3年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還命令】令和3年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】令和3年度個人番号カード交付事務費補助金 【返還命令】平成29年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】平成30年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】令和元年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】令和2年度個人番号カード交付事業費補助金 【返還命令】令和3年度個人番号カード交付事業費補助金	318	1															行政部振興企画課	
20	R4. 9. 29	R4. 11. 15	・地方創生推進交付金返還命令書(30総行振第1588号) ・地方創生推進交付金実績報告書の修正について(30荒総総3351号)及び別紙理由書 ・地方創生推進交付金返還命令書(2総行振第1608号) ・地方創生推進交付金実績報告書の修正について(2府政政第175号)及び別紙理由書 ・地方創生推進交付金返還命令書(3総行振第1008号) ・地方創生推進交付金実績報告書の修正について(3東久企企第215号)及び別紙理由書 ・地方創生推進交付金返還命令書(4総行振第799号) ・地方創生推進交付金実績報告書の修正について(4荒総総第1452号)及び別紙理由書	12	1																行政部振興企画課
21	R4. 9. 29	R4. 11. 15	31八支産第351号「農業次世代人材投資資金の返還命令の送付について」	1	1															八丈支庁産業課	
22	R4. 9. 29	R4. 11. 15	2八支産第1192号「令和2年度農地の創出・再生支援事業の廃止の承認について」	2		1					1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものであるため	八丈支庁産業課	



